

現 行	改 正 案												
<p>(確認の申請書と同時に提出する図書等)</p> <p>第7条 法第6条第1項(法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築主事の確認(以下「確認」という。)を受けようとする者は、確認の申請書に次に掲げる図書及び書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) } -----略-----                      {                      (6) }</p> <p>(7) 小荷物専用昇降機(法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるもので第13条第1項第2号に掲げるものを除く。)、換気、排煙若しくは避雷の設備又は非常用の照明装置がある場合は、その設計図書</p> <p>(8) } -----略-----                      {                      (10) }</p>	<p>(確認の申請書と同時に提出する図書等)</p> <p>第7条 法第6条第1項(法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築主事の確認(以下「確認」という。)を受けようとする者は、確認の申請書に次に掲げる図書及び書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) } -----略-----                      {                      (6) }</p> <p>(7) 小荷物専用昇降機(法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるもの<u>にあつては、出し入れ口の下端が床面から50センチメートル以上上がった位置にあるものに限る。</u>)、換気、排煙若しくは避雷の設備又は非常用の照明装置がある場合は、その設計図書</p> <p>(8) } -----略-----                      {                      (10) }</p>												
<p>(建築物の定期調査報告)</p> <p>第12条 法第12条第1項の規定により市長が指定する<u>建築物は、次の表の第2欄に掲げる用途に供する建築物で、それぞれ同表の第3欄に掲げるものとし、当該建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の第4欄に掲げる時期とする。</u></p>	<p>(特定建築物の定期調査報告)</p> <p>第12条 法第12条第1項の規定により市長が指定する<u>特定建築物は、次に掲げる建築物とする。</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用途</th> <th>建築物の規模</th> <th>報告の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>学校・体育館</td> <td>階数が3以上であり、又は床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの</td> <td>平成19年度及び平成19年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>公会堂・集会場</td> <td>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		用途	建築物の規模	報告の時期	(1)	学校・体育館	階数が3以上であり、又は床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	平成19年度及び平成19年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで	(2)	公会堂・集会場	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		<p>(1) 避難階(政令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。)以外の階を共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(これらの建築物のうち高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)であつて、建築物の地階を除く階数が<u>3以上で、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が、次に掲げる建築物の地階を除く階数の区分に応じ、それぞれ次に定める面積以上であるもの</u></p> <p>ア 3又は4 1,000平方メートル                      イ 5以上 500平方メートル</p> <p>(2) 避難階以外の階を学校又は体育館(学校に附属するものに限る。)の用途に供する建築物であつて、建築物の地階を除く階数が3以上であるもの又は当該用途</p>
	用途	建築物の規模	報告の時期										
(1)	学校・体育館	階数が3以上であり、又は床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	平成19年度及び平成19年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで										
(2)	公会堂・集会場	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの											

現 行		改 正 案	
(3)	劇場・映画館・演芸場・観覧場（屋外にあるものを除く。）	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	<p>に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの</p> <p>(3) <u>遊技場（府条例第7条第7号に規定する個室ビデオ店等に限る。）の用途に供する建築物であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(4) <u>避難階以外の階を事務所その他これに類するものの用途に供する建築物であつて、建築物の地階を除く階数が5以上で、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの</u></p> <p>2 <u>省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の用途の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。</u></p> <p>(1) <u>共同住宅 平成30年度及び平成30年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで</u></p> <p>(2) <u>寄宿舍、遊技場、病院、診療所、児童福祉施設等、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 平成29年度及び平成29年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで</u></p> <p>(3) <u>学校、体育館、事務所その他これに類するもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 平成28年度及び平成28年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで</u></p> <p>3 <u>省令第5条第3項ただし書の規定により市長が規則で定める報告書は、定期調査報告書（建築物）（様式第1号）とする。</u></p> <p>4 <u>法第12条第1項の規定による調査は、報告の日前3月以内になされたものでなければならない。</u></p> <p>5 <u>建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により、第1項第3号に掲げる建築物について市長が規則で付加す</u></p>
(4)	ホテル・旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	
(5)	児童福祉施設等（要援護者の入所施設があるものに限る。）	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	
(6)	病院・診療所（患者の入所施設があるものに限る。）	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	
(7)	百貨店・マーケット・展示場・物品販売業を営む店舗	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が3以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
(8)	公衆浴場	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
(9)	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場（個室ビデオ店等を除く。）・待合・料理店	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が3以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
(10)	遊技場（個室ビデオ店等に限る。）	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	
		平成20年度及び平成20年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで	

現 行			改 正 案
(11)	飲食店	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が3以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	<p>る調査項目は、次の各号に掲げる調査項目とし、当該項目に係る結果の判定基準は、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 廊下の幅の確保の状況 府条例第37条第1項において準用する府条例第42条の規定に適合しないこと。</p> <p>(2) 直通階段の設置の状況 府条例第37条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項の規定に適合しないこと。</p> <p>(3) 階段の幅の確保の状況 府条例第37条第5項の規定に適合しないこと。</p> <p>(4) 出入口（屋外への出口に限る。）の確保の状況 府条例第36条において準用する府条例第12条の規定に適合しないこと。</p> <p>6 前項の規定は、同項に規定する建築物の階のうち政令第129条第1項に規定する階避難安全性能を有するものであることの確認若しくは認定を受けたもの又は前項に規定する建築物のうち政令第129条の2第1項に規定する全館避難安全性能を有するものであることの確認若しくは認定を受けたものであつて、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていないものについては、適用しない。</p>
(12)	第7号から前号までの用途区分のうち2以上の用途区分にわたる用途	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が3以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの（第7号から前号までに掲げる用途に供する建築物で、それぞれ第7号から前号までに掲げる規模であるものを除く。）	
(13)	博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	
(14)	寄宿舍	階数が3以上であり、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が5以上であり、	
			昭和55年度及び昭和55年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで
			昭和56年度及び昭和56年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過し

現 行		改 正 案	
		床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	たごとの年度の4月1日から12月25日まで
(15)	共同住宅	階数が3以上であり、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が5以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	昭和57年度及び昭和57年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで
(16)	事務所その他これに類するもの	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	昭和61年度及び昭和61年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日まで
備考			
<p>1 この表の第3欄の「床面積」とは、それぞれ同表の第2欄に掲げる用途に供する部分の床面積をいう。</p> <p>2 「児童福祉施設等」とは、政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。</p> <p>3 「個室ビデオ店等」とは、府条例第7条第7号に規定する個室ビデオ店等をいう。</p> <p>4 階数の計算については、地階を算入しない。</p>			
<p>2 省令第5条第3項ただし書の規定により市長が規則で定める報告書は、定期調査報告書（建築物）（様式第1号）とする。</p>			

現 行	改 正 案														
<p>3 前項の報告書に係る調査は、報告の日前3月以内になされたものでなければならない。</p> <p>4 省令第5条第4項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 管理状況説明書（建築物）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類</p> <p>5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、<u>方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第1ただし書</u>の規定により市長が規則で定める結果の判定基準は、<u>第1項の表第10号に掲げる用途に供する建築物で、同号に掲げる規模であるものの次の表の左欄に掲げる調査項目について、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">調査項目</th> <th style="width: 75%;">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廊下</td> <td>幅の確保の状況</td> <td>府条例第37条第1項において準用する府条例第42条の規定に適合しないこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階段</td> <td>直通階段の設置の状況</td> <td>府条例第37条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項の規定に適合しないこと。</td> </tr> <tr> <td>幅の確保の状況</td> <td>府条例第37条第5項の規定に適合しないこと。</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>出入口（屋外への出入口に限る。）の確保の状況</td> <td>府条例第36条において準用する府条例第12条の規定に適合しないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 前項の規定は、同項に規定する建築物の階のうち政令第129条の2第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は前項に規定する建築物のうち政令第129条の2の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であつて、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていないものについては、適用しない。</p>		調査項目	判定基準	廊下	幅の確保の状況	府条例第37条第1項において準用する府条例第42条の規定に適合しないこと。	階段	直通階段の設置の状況	府条例第37条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項の規定に適合しないこと。	幅の確保の状況	府条例第37条第5項の規定に適合しないこと。	出入口	出入口（屋外への出入口に限る。）の確保の状況	府条例第36条において準用する府条例第12条の規定に適合しないこと。	
	調査項目	判定基準													
廊下	幅の確保の状況	府条例第37条第1項において準用する府条例第42条の規定に適合しないこと。													
階段	直通階段の設置の状況	府条例第37条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項の規定に適合しないこと。													
	幅の確保の状況	府条例第37条第5項の規定に適合しないこと。													
出入口	出入口（屋外への出入口に限る。）の確保の状況	府条例第36条において準用する府条例第12条の規定に適合しないこと。													

現 行	改 正 案												
<p>(建築設備等の定期検査報告)</p> <p>第13条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により市長が指定する昇降機及び工作物は、次に掲げるものとし、これらに係る報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(1) 政令第146条第1項第1号に規定するエレベーター(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。)及びエスカレーター</p> <p>(2) 建築物に設ける小荷物専用昇降機(出し入れ口の下端が床面から50センチメートル以上上がった位置にあるものを除く。)</p> <p>(3) 政令第138条第2項第1号に規定する観光のための乗用エレベーター及びエスカレーター</p> <p>(4) 政令第138条第2項第2号及び第3号に規定する遊戯施設</p> <p>2 法第12条第3項の規定により市長が指定する建築設備(昇降機を除く。)は、次の表の中欄に掲げる用途に供する建築物で、それぞれ同表の右欄に掲げるものに設ける換気設備(法第28条第2項ただし書及び第3項の換気設備に限る。)、排煙設備(法第35条の排煙設備のうち排煙機を設けたもの又は送風機を設けたものその他の特殊な構造のもので政令第126条の3第2項の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の非常用の照明装置に限る。)とし、当該建築設備に係る報告の時期は、毎年度(省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係るものにあつては、平成22年度及び平成22年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度)の4月1日から12月25日までとする。</p>	<p>(特定建築設備等の定期検査報告)</p> <p>第13条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げる建築設備又は防火設備とする。</p> <p>(1) 前条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる建築物又は政令第16条第1項に規定する建築物(体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物を除く。)(これらの建築物のうち共同住宅の用途に供する建築物にあつては、政令第129条の13の3第2項に規定する非常用エレベーター(以下「非常用エレベーター」という。)を設置しているものの共用部分に限る。)に設ける次に掲げる建築設備</p> <p>ア 法第28条第2項ただし書及び第3項に規定する換気設備</p> <p>イ 法第35条に規定する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けたものその他の特殊な構造のものであつて、政令第126条の3第2項の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの</p> <p>ウ 法第35条に規定する非常用の照明装置</p> <p>(2) 前条第1項各号に掲げる建築物(共同住宅の用途に供する建築物にあつては、非常用エレベーターを設置しているものの共用部分に限る。)に設ける随時閉鎖し、又は作動させることができる防火設備(防火ダンパーを除く。)</p> <p>2 省令第6条第1項及び省令第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる建築設備 毎年度(省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目に係るものにあつては、平成28年度及び平成28年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度)の4月1日から12月25日まで</p> <p>(2) 前項第2号及び政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備 毎年度の4月1日から12月25日まで</p> <p>(3) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び政令第138条の3に規定する昇降機等 毎年度の4月1日から翌年の3月31日まで</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用途</th> <th>建築物の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>公会堂・集会場</td> <td>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>劇場・映画館・演芸場・観覧場 (屋外にあるものを除く。)</td> <td>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ホテル・旅館</td> <td>床面積の合計が300平方メートルを超</td> </tr> </tbody> </table>		用途	建築物の規模	(1)	公会堂・集会場	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(2)	劇場・映画館・演芸場・観覧場 (屋外にあるものを除く。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(3)	ホテル・旅館	床面積の合計が300平方メートルを超	
	用途	建築物の規模											
(1)	公会堂・集会場	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの											
(2)	劇場・映画館・演芸場・観覧場 (屋外にあるものを除く。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの											
(3)	ホテル・旅館	床面積の合計が300平方メートルを超											

現 行			改 正 案
		えるもの	
(4)	児童福祉施設等（要援護者の入所施設があるものに限る。）	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	<p>3 省令第6条第3項ただし書の規定により市長が規則で定める報告書は、<u>次に掲げる報告書とする。</u></p> <p><u>(1) 建築設備（昇降機を除く。）に係る報告にあつては、定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））（様式第2号）</u></p> <p><u>(2) 防火設備に係る報告にあつては、定期検査報告書（防火設備）（様式第3号）</u></p> <p>4 <u>法第12条第3項の規定による検査は、報告の日前3月以内になされたものでなければならない。</u></p>
(5)	病院・診療所（患者の入所施設があるものに限る。）	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	
(6)	百貨店・マーケット・展示場・物品販売業を営む店舗	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が3以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
(7)	公衆浴場	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
(8)	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場（個室ビデオ店等を除く。）・待合・料理店	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が3以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
(9)	遊技場（個室ビデオ店等に限る。）	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	
(10)	飲食店	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が3以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
(11)	第6号から前号までの用途区分のうち2以上の用途区分にわたる用途	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が3以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの（第6号から前号までに掲げる用途に供する建築物で、それぞれ第6号から前号までに掲げる規模であるものを除く。）	

現 行			改 正 案
(12)	寄宿舎	階数が3以上であり、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及び階数が5以上であり、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
(13)	博物館・美術館・図書館	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	
(14)	共同住宅	非常用エレベーターを設置しているもの（共用部分に限る。）	
(15)	事務所その他これに類するもの	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	
備考			
<p>1 この表の右欄の「床面積」とは、それぞれ同表の中欄に掲げる用途に供する部分の床面積をいう。</p> <p>2 「児童福祉施設等」とは、政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。</p> <p>3 「個室ビデオ店等」とは、府条例第7条第7号に規定する個室ビデオ店等をいう。</p> <p>4 階数の計算については、地階を算入しない。</p>			
<p>3 省令第6条第3項ただし書の規定により市長が規則で定める報告書は、<u>定期検査報告書（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））</u>（様式第2号）とする。</p> <p>4 <u>第1項に規定する昇降機及び工作物並びに第2項に規定する建築設備に係る検査</u>は、報告の日前3月以内になされたものでなければならない。</p> <p>5 <u>省令第6条第4項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>管理状況説明書（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類</u> （昇降機等の廃止、休止又は復活）</p>			（昇降機等の廃止、休止又は復活）



現 行	改 正 案
<p>第13条の2 前条第1項各号に掲げる昇降機又は工作物を廃止し、休止し、又は復活したときは、昇降機等の廃止・休止・復活届を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第13条の2 <u>政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機又は政令第138条の3に規定する昇降機等</u>を廃止し、休止し、又は復活したときは、昇降機等の廃止・休止・復活届を市長に提出しなければならない。</p>